

令和3年度 第1回

幕別町国民健康保険運営協議会

日時 令和3年4月22日（木）
午後6時30分
場所 幕別町役場
3階 AB会議室

[会議次第]

1 開会

2 会議録署名委員の指定

3 議件等

- (1) 報告第1号 令和2年度 幕別町国民健康保険特別会計の決算見込みについて
- (2) 報告第2号 令和2年度 幕別町国民健康保険特定健康診査等の実施状況について
- (3) 報告第3号 令和3年度 幕別町国民健康保険特別会計予算について
- (4) 報告第4号 令和3年度国民健康保険税の課税限度額について
- (5) 報告第5号 幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について
- (6) 報告第6号 新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者への傷病手当金について
- (7) 報告第7号 北海道国民健康保険運営方針の改定概要について

4 その他

5 閉会

報告第1号 令和2年度 幕別町国民健康保険特別会計の決算見込みについて

[歳入予算総括表]

(単位:千円)

款 項	当初予算額 ①	現計予算額 (3月補正後) ②	比較増減 ②-①	決算見込額 ③	比較増減 ③-②
1 国民健康保険税	722,053	723,680	1,627	732,466	8,786
1 国民健康保険税	722,053	723,680	1,627	732,466	8,786
2 道支出金	2,020,744	2,026,552	5,808	1,799,122	△ 227,430
1 道補助金	2,020,744	2,026,552	5,808	1,799,122	△ 227,430
3 財産収入	1	374	373	374	0
1 財産運用収入	1	374	373	374	0
4 繰入金	286,588	303,894	17,306	292,877	△ 11,017
1 他会計繰入金	286,588	284,774	△ 1,814	273,757	△ 11,017
2 基金繰入金	0	19,120	19,120	19,120	0
5 繰越金	1	374	373	374	0
1 繰越金	1	374	373	374	0
6 諸収入	111	322	211	3,972	3,650
1 延滞金及び過料	2	213	211	3,087	2,874
2 預金利子	1	1	0	0	△ 1
3 受託事業収入	1	1	0	0	△ 1
4 雑入	107	107	0	885	778
7 国庫支出金	0	2,999	2,999	2,930	△ 69
1 災害等臨時特例国庫補助金	0	2,999	2,999	2,930	△ 69
計	3,029,498	3,058,195	28,697	2,832,115	△ 226,080

[一般会計繰入金の状況](再掲)

(単位:千円)

区 分	R1決算額 ①	R2決算見込額 ②	比較増減 ②-①	説 明
1 保険基盤安定繰入金	168,811	167,421	△ 1,390	国保法72-2①:低所得者の国保税の減額(7割軽減等)分の繰入(道3/4、町1/4)ほか
2 職員給与費等繰入金	94,347	81,767	△ 12,580	国民健康保険の事務の執行に要する人件費、物件費等の繰入
3 出産育児一時金繰入金	6,150	5,300	△ 850	出産育児一時金(支給基準額42万円)の2/3相当額
4 財政安定化支援繰入金	21,399	19,269	△ 2,130	①応能割保険税負担能力の不足、②病床数の多数、③高齢者の多数に着目した繰入
一般会計繰入金 計	290,707	273,757	△ 16,950	

[歳出予算総括表]

(単位:千円)

款 項	当初予算額 ①	現計予算額 (3月補正後) ②	比較増減 ②-①	決算見込額 ③	比較増減 ③-②
1 総務費	87,440	88,964	1,524	87,317	△ 1,647
1 総務管理費	79,496	81,020	1,524	79,943	△ 1,077
2 徴税費	7,613	7,613	0	7,307	△ 306
3 運営協議会費	331	331	0	67	△ 264
2 保険給付費	1,951,473	1,951,973	500	1,703,315	△ 248,658
1 保険給付費	1,951,473	1,951,973	500	1,703,315	△ 248,658
3 国民健康保険事業費納付金	961,558	961,558	0	961,558	0
1 医療給付費分	674,458	674,458	0	674,458	0
2 後期高齢者支援金等分	204,725	204,725	0	204,725	0
3 介護納付金分	82,375	82,375	0	82,375	0
4 共同事業拠出金	1	1	0	1	0
1 共同事業拠出金	1	1	0	1	0
5 保健事業費	25,618	30,584	4,966	25,890	△ 4,694
1 特定健康診査等事業費	23,940	23,940	0	19,498	△ 4,442
2 保健事業費	1,678	6,644	4,966	6,392	△ 252
6 基金積立金	1	374	373	374	0
1 基金積立金	1	374	373	374	0
7 公債費	50	50	0	0	△ 50
1 公債費	50	50	0	0	△ 50
8 諸支出金	3,353	5,567	2,214	5,567	0
1 償還金及び還付加算金	3,353	5,567	2,214	5,567	0
9 財政安定化基金拠出金	4	4	0	3	△ 1
1 財政安定化基金拠出金	4	4	0	3	△ 1
10 繰出金	0	19,120	19,120	19,120	0
1 他会計繰出金	0	19,120	19,120	19,120	0
計	3,029,498	3,058,195	28,697	2,803,145	△ 255,050

歳入決算見込①	2,832,115
歳出決算見込②	2,803,145
歳入歳出差引①-②	28,970

報告第2号 令和2年度 幕別町国民健康保険特定健康診査等の実施状況について

○特定健康診査及び特定保健指導実施率

特定健康診査						特定保健指導					
実施年度	対象者数	実施数			実施率	実施年度	対象者数	実施者（終了者）数			実施率
		男	女	合計				動機付け	積極的	合計	
H22	5,499人	612人	769人	1,381人	25.11%	H22	180人	79人	37人	116人	64.44%
H23	5,510人	691人	920人	1,611人	29.24%	H23	162人	60人	16人	76人	46.91%
H24	5,400人	677人	934人	1,611人	29.83%	H24	150人	52人	10人	62人	41.33%
H25	5,373人	579人	758人	1,337人	24.88%	H25	147人	51人	5人	56人	38.10%
H26	5,174人	552人	778人	1,330人	25.71%	H26	137人	47人	2人	49人	35.77%
H27	5,038人	575人	820人	1,395人	27.69%	H27	161人	47人	10人	57人	35.40%
H28	4,858人	592人	819人	1,411人	29.04%	H28	147人	55人	14人	69人	46.94%
H29	4,693人	596人	855人	1,451人	30.92%	H29	168人	84人	16人	100人	59.52%
H30	4,516人	781人	1,055人	1,836人	40.66%	H30	197人	86人	17人	103人	52.28%
R1	4,378人	827人	1,107人	1,934人	44.18%	R1	222人	99人	18人	117人	52.70%
R2見込	4,318人	816人	1,039人	1,855人	42.96%	R2見込	167人	61人	19人	80人	47.90%

※H22～R1は法定報告数値（実績）、R2は実績見込

※特定健診の実施について、通常、5月、8月、11月に実施しているところであるが、R2は新型コロナウイルス感染症の感染状況を鑑み、8月、11月、2月に実施。

○実施計画目標値

区 分	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
国保被保険者数（推計）	9,005人	9,065人	9,124人	8,503人	8,418人	8,334人	8,251人	8,168人	6,600人	6,300人	6,000人
40歳～74歳	6,130人	6,207人	6,285人	5,952人	5,754人	5,557人	5,337人	5,194人	4,455人	4,253人	4,050人
40歳～64歳	3,417人	3,460人	3,503人	3,096人	2,895人	2,704人	2,545人	2,423人	1,895人	1,810人	1,723人
65歳～74歳	2,713人	2,747人	2,782人	2,856人	2,859人	2,853人	2,792人	2,771人	2,560人	2,443人	2,327人
特定健診の実施率	45%	55%	65%	40%	45%	50%	55%	60%	35%	40%	45%
特定健診の受診者数	2,757人	3,417人	4,086人	2,381人	2,589人	2,779人	2,935人	3,116人	1,559人	1,701人	1,823人
特定保健指導の対象者数	659人	817人	977人	1,075人	1,183人	1,301人	1,431人	1,574人	156人	170人	182人
特定保健指導の実施率	45%	45%	45%	60%	60%	60%	60%	60%	60%	60%	60%
特定保健指導の被指導者数	297人	368人	439人	645人	710人	781人	859人	944人	94人	102人	109人
メタボリックシンドロームの該当者・予備軍の減少率	—	—	10%	—	—	—	—	10%	—	—	—

報告第3号 令和3年度 幕別町国民健康保険特別会計予算について

〔歳入〕

(単位:千円)

款	令和3年度当初予算		令和2年度当初予算		増減	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	伸率
1 国民健康保険税	715,759	23.7%	722,053	23.8%	△ 6,294	-0.9%
2 道支出金	2,010,954	66.7%	2,020,744	66.7%	△ 9,790	-0.5%
3 財産収入	1	0.0%	1	0.0%	0	0.0%
4 繰入金	289,879	9.6%	286,588	9.5%	3,291	1.1%
5 繰越金	1	0.0%	1	0.0%	0	0.0%
6 諸収入	111	0.0%	111	0.0%	0	0.0%
歳入合計	3,016,705	100.0%	3,029,498	100.0%	△ 12,793	-0.4%

〔歳出〕

(単位:千円)

款	令和3年度当初予算		令和2年度当初予算		増減	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	伸率
1 総務費	86,893	2.9%	87,440	2.9%	△ 547	-0.6%
2 保険給付費	1,938,180	64.2%	1,951,473	64.5%	△ 13,293	-0.7%
3 国民健康保険事業費納付金	958,433	31.8%	961,558	31.7%	△ 3,125	-0.3%
4 共同事業拠出金	1	0.0%	1	0.0%	0	0.0%
5 保健事業費	29,792	1.0%	25,618	0.8%	4,174	16.3%
6 基金積立金	1	0.0%	1	0.0%	0	0.0%
7 公債費	50	0.0%	50	0.0%	0	0.0%
8 諸支出金	3,353	0.1%	3,353	0.1%	0	0.0%
9 財政安定化基金拠出金	2	0.0%	4	0.0%	△ 2	皆増
歳出合計	3,016,705	100.0%	3,029,498	100.0%	△ 12,793	-0.4%

〔一般会計繰入金の推移〕

(単位:円)

区分	H29決算	H30決算	R1決算見込	R2予算	R3予算	R3-R2
保険基盤安定繰入金(保険税軽減分)	112,302,430	109,372,430	106,495,250	110,000,000	110,000,000	0
保険基盤安定繰入金(保険者支援分)	63,091,127	62,815,166	62,316,300	60,000,000	60,000,000	0
職員給与費等繰入金	100,181,000	95,329,000	94,347,000	85,388,000	80,079,000	-5,309,000
出産育児一時金繰入金	6,430,000	7,550,000	6,150,000	11,200,000	9,800,000	-1,400,000
財政安定化支援事業繰入金	14,841,000	19,024,000	21,399,000	20,000,000	20,000,000	0
その他一般会計繰入金	23,500,000	0	0	0	0	0
計	320,345,557	294,090,596	290,707,550	286,588,000	279,879,000	-6,709,000
対前年度増減額	320,345,557	-26,254,961	-3,383,046	-4,119,550	-6,709,000	
対前年度増減率	-15.95%	-8.20%	-1.15%	-1.42%	-2.34%	

報告第4号 令和3年度国民健康保険税の課税限度額について

年 度	課 税 限 度 額		
	基礎課税額(医療分)	後期高齢者支援金等課税額	介護納付金課税額
23～25	51万円	14万円	12万円
26	据え置き	16万円	14万円
27	52万円	17万円	16万円
28～29	54万円	19万円	据え置き
30	58万円	据え置き	据え置き
令和元	61万円	据え置き	据え置き
2	63万円	据え置き	17万円
3	据え置き(63万円)	据え置き(19万円)	据え置き(17万円)

※令和3年度の課税限度額については、新型コロナウイルス感染症の影響で景気の動向等が不透明あることから、前年度の限度額を据え置きとなった。

報告第5号 幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について

1 改正理由

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した者等に対する国民健康保険税の減免については、国の財政支援措置の対象となる令和3年3月31日までに申請があった者については遡及して適用できるよう、令和2年第1回幕別町議会定例会に幕別町国民健康保険税条例の改正案を提案し、可決、施行したところである。

今般、「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料（税）の減免等について」（令和3年3月12日付け事務連絡）において、国が令和3年度における減免措置に対する財政支援の取扱いとして、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に納期限がある令和3年度分の国民健康保険税の減免を行った場合についても、特別調整交付金の対象とすることとしたことから、当該財政支援の対象となる期間中の国民健康保険税について遡及減免を行うことができるよう、減免の特例における減免対象期間を改めるもの。

2 改正内容

令和2年度（令和2年度末に資格を取得したこと等により令和3年度4月以降に普通徴収の納期限が到来するもの）及び令和3年度分の国民健康保険税であって、令和3年4月1日から令和4年3月31日までに納期限（特別徴収の場合は特別徴収対象年金給付の支払日）が到来するものについて、令和4年3月31日までに申請があった場合に減免ができるよう、当該規定を改めるもの。

3 施行期日

公布の日から施行する。

4 国の財政支援措置

令和元年度分の保険税については、令和2年2月1日以後に納期限がある保険税の減免を行った場合に、その10分の10に相当する額を特別調整交付金の交付対象と、令和2年度分の保険税については、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に納期限がある保険税の減免を行った場合に、その10分の6に相当する額を国民健康保険災害等臨時特例補助金の交付対象とするとともに、残りの10分の4に相当する額を特別調整交付金の交付対象とされていたところであるが、令和3年度分の保険税の減免に係る財政支援措置は次のとおりとなっている。

- (1) 保険税減免総額（令和3年度分の保険税）が、市町村調整対象需要額（※）の3%以上である場合

保険税減免総額の10分の8相当額

- (2) 保険税減免総額（同上）が、市町村調整対象需要額の1.5%以上3%未満である場合
保険税減免総額の10分の4相当額

- (3) 保険税減免総額（同上）が、市町村調整対象需要額の1.5%未満である場合
保険税減免総額の10分の2相当額

※ 国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令第4条の規定に基づき算定した額

参考 令和2年度市町村調整対象需要額を上記に反映させた場合
 減免対象者数：36人、減免前保険税：8,305,300円、減免後保険税：2,166,000円
 減免保険税総額：6,139,300円①（令和元年度減免保険税総額80,000円は含まない）
 市町村調整対象需要額：661,813千円②、割合（①/②）0.92%
 $6,139,300 \text{円} \times 2/10 = 1,227,860 \text{円}$ （特別調整交付金算定額）

※ 令和3年度の国民健康保険税の減免に当たっては、主たる生計維持者の令和3年中における事業収入等の減少額が、令和2年中における当該事業収入等の額の10分の3以上であることを要件とするため、減免対象者数及び減免保険税総額は令和2年度よりも少なくなるものと考えている。

5 減免の対象となる世帯及び減免額

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯に対する減免は、次の①又は②のいずれかの区分に応じて行う。

- ① 世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病をおった場合：全額を減免
- ② 主たる生計維持者の事業収入等（※1）の減少が見込まれ、次のいずれにも該当する場合：一部を減免（※2）
 - (1) 主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額が前年における当該事業収入等の額の10分の3以上であること。
 - (2) 主たる生計維持者の前年の合計所得金額が1,000万円以下であること。
 - (3) 主たる生計維持者の前年の合計所得金額のうち、事業収入等に係る所得以外の所得の合計が400万円以下であること。

※1 事業収入等 … 事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入

※2 対象保険税（ $A \times B/C$ ）に減免割合（D）を乗じた金額とする。

A … 世帯の被保険者全員について算定した保険税額

B … 世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入に係る前年の所得額

C … 被保険者の属する世帯の主たる生計維持者及び当該世帯に属する全ての被保険者につき算定した前年の合計所得金額

【減免割合（D）】

世帯の主たる生計維持者分の前年の合計所得金額	割合
300万円以下であるとき	10分の10
300万円を超え、400万円以下であるとき	10分の8
400万円を超え、550万円以下であるとき	10分の6
550万円を超え、750万円以下であるとき	10分の4
750万円を超え、1,000万円以下であるとき	10分の2

※ 主たる生計維持者の事業等の廃止や失業した場合は、前年の合計所得金額に関わらず10分の10を免除する。

6 その他

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯に対する国民健康保険税減免取扱要綱の改正については、別途決裁。

幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

幕別町国民健康保険税条例（昭和28年条例第19号）の一部を次のように改正する。

附則第25条中「令和元年度分及び令和2年度分」を「令和2年度分及び令和3年度分」に改め、「(令和元年度分にあつては、当該国民健康保険税のうち令和2年1月以前分に相当する額を除く。)」を削り、「令和2年2月1日」を「令和3年4月1日」に、「令和3年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町国民健康保険税条例 (昭和28年4月18日 条例第19号)</p> <p>第1条～第30条 略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～24 略</p> <p>(新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯に対する国民健康保険税の減免の特例)</p> <p>25 第29条第3項の規定にかかわらず、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症の影響により第29条第2項に該当となる者に対して課する国民健康保険税(令和元年度分及び令和2年度分の国民健康保険税(令和元年度分にあつては、当該国民健康保険税のうち令和2年1月以前分に相当する額を除く。))であつて令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限(特別徴収の場合にあつては特別徴収対象年金給付の支払日)が到来するものに限る。)について、同条第3項に規定する期限までに同項の申請書の提出をすることができなかつたやむを得ない事情があると町長が認める場合は、同項の規定は適用しない。この場合において、同条第2項の規定によって国民健康保険税の減免を受けようとする者は、令和3年3月31日までに同条第3項の申請書を提出しなければならない。</p>	<p>○幕別町国民健康保険税条例 (昭和28年4月18日 条例第19号)</p> <p>第1条～第30条 略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～24 略</p> <p>(新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯に対する国民健康保険税の減免の特例)</p> <p>25 第29条第3項の規定にかかわらず、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症の影響により第29条第2項に該当となる者に対して課する国民健康保険税(令和2年度分及び令和3年度分の国民健康保険税であつて令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に普通徴収の納期限(特別徴収の場合にあつては特別徴収対象年金給付の支払日)が到来するものに限る。)について、同条第3項に規定する期限までに同項の申請書の提出をすることができなかつたやむを得ない事情があると町長が認める場合は、同項の規定は適用しない。この場合において、同条第2項の規定によって国民健康保険税の減免を受けようとする者は、令和4年3月31日までに同条第3項の申請書を提出しなければならない。</p>

報告第6号 新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者への 傷病手当金について

1. 制度の概要

幕別町国民健康保険の被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合または発熱等の症状があり感染が疑われた場合に、その療養のため労務に服することができなかった期間（一定の要件を満たした場合に限る）傷病手当金を支給する。

(1) 対象者

幕別町国民健康保険の被保険者で、新型コロナウイルス感染症に感染した場合または発熱等の症状があり感染が疑われる場合に、その療養のため労務に服することができない方（給与等の支払いを受けている方に限る）。

(2) 支給対象となる日数

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間

(3) 支給額

直近の継続した3か月間の給与等の合計額÷直近の継続した3か月間の就労日数×
2/3×支給日数

※ 給与等の全部または一部を受け取ることができる場合は、支給額が調整されたり、支給されない場合があります。

2. これまでの条例改正等の経過

令和2年5月 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための幕別町国民健康保険給付の臨時特例に関する条例を制定（適用日は令和2年1月1日、**失効日は令和2年9月30日**）

令和2年9月 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための幕別町国民健康保険給付の臨時特例に関する条例の一部を改正し、**失効日を令和2年9月30日から令和2年12月31日に延長**。

令和2年12月 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための幕別町国民健康保険給付の臨時特例に関する条例の一部を改正し、**失効日を令和2年12月31日から令和3年3月31日に延長**。

令和3年3月 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための幕別町国民健康保険給付の臨時特例に関する条例の一部を改正し、**失効日を令和3年3月31日から令和3年6月30日に延長**。

3. 道内・管内の支給決定状況（令和3年1月末現在）

（道内）支給決定被保険者数：77人、支給決定額：3,994,019円

（管内）支給決定被保険者数：5人、支給決定額：255,197円

※ 管内の支給実績は帯広市のみ

北海道国民健康保険運営方針改定の概要

1 基本事項

(1) 運営方針改定の趣旨

平成30年度からの国民健康保険制度においては、道は財政運営の責任主体として中心的な役割を担い、市町村は地域住民と身近な資格管理や保険料（税）の賦課・徴収などの事務を引き続き担う等、道と市町村が一体となって、国民健康保険事業を運営しています。

「北海道国民健康保険運営方針」は、国保に関する事務を道と市町村が共通認識の下で実施するとともに、安定的な財政運営及び事務の広域化や効率化の推進に向け、平成29年度に策定しており、3年ごとに見直しすることとされています。

(2) 運営方針の策定等の根拠

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第82条の2
都道府県国民健康保険運営方針策定要領

2 主な改正点

見直し項目	内容
第2章 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見直し 第3節1 赤字削減・解消計画	<ul style="list-style-type: none"> 赤字解消計画の策定、実行の推進、市町村ごとの公表について明記 <p>（保険料率の統一を進めるためには、市町村の段階的な赤字の解消に向けた取組が必要なことから、全ての「赤字削減・解消計画」を公表する。）</p>
第3章 納付金及び標準的な保険料（税）の算定方法 第3節1(2) 保険料水準の統一に向けた基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> 保険料水準統一の基本的考え方を記載 <p>（医療費水準を納付金算定に反映する仕組みでは、小規模市町村ほど医療費の増加が保険料負担に与える影響が大きくなるリスクが高まることから、医療費水準を納付金算定に反映させない仕組み（保険料水準の統一）を講じ、安定的な国保制度の運営を図る。）</p>
2(2) 保険料（税）率の統一を目指す理由	<ul style="list-style-type: none"> 保険料（税）率統一を目指す理由を記載 <p>（被保険者が負担する保険料は、同一所得・同一世帯構成であっても、市町村ごとに異なる。保険料水準の統一等の取組によって得られる被保険者の受益は同じであることから、保険料負担においても公平な負担が必要。）</p>
3 統一保険料（税）率に向けて	<ul style="list-style-type: none"> 統一保険料（税）率について、運用を目指す時期、具体的な課題について記載 <p>（保険料水準の統一は令和6年度に実施する。）</p>
第4節1(1) 所得反映係数 β の設定 1(3) 医療費水準の反映割合	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度以降のα値、β'値、具体的な進め方等について明記 <p>（令和3年度以降は$\beta' = 0.82$を基本とする。 令和6年度から$\alpha = 0$とする。）</p>
第4章 保険料（税）の徴収の適正な実施 第3節1 収納率目標	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者規模別の収納率目標を設定 <p>（保険料の負担の差を是正するため、被保険者の規模に応じた収納率目標を設定。）</p>
第6章 医療費の適正化の取組 第1節1 受診率向上に関するこれまでの支援	<ul style="list-style-type: none"> 受診勧奨や保健事業の取組支援を記載 <p>（国の特別調整交付金を活用し、受診率の向上のための受診勧奨など保健事業の取組を行っている。）</p>

3 改定の経過

日程	内容
令和2年2月	令和元年度 第4回市町村連携会議
4月	「運営方針見直し素案（新旧対照表）」の市町村意見照会
4月	令和2年度 第1回北海道国保運営協議会
5月	令和2年度 第1回市町村連携会議
6月	令和2年度 第2回北海道国保運営協議会
7月	「運営方針改定（素案）」の道民意見提出手続（パブリック・コメント）
8月	「運営方針改定（原案）（案）」の市町村意見照会
9月	「運営方針改定（原案）」を議会報告
10月	「運営方針改定（原案）」の市町村意見照会
11月	令和2年度 第3回国保運営協議会
12月	令和2年度 第4回国保運営協議会 「運営方針改定（案）」の答申
12月	「運営方針改定（案）」を議会報告
12月	運営方針の改定・公表

○ 被保険者証の更新について

（これまでの経過について）

- ・ 厚生労働省が、被保険者証と高齢者受給者証の一体化を推進するため、平成30年8月に国民健康保険法施行規則を改正し、被保険者証兼高齢者受給者証を被保険者証の一様式として規定するとともに、様式例を規定した。
- ・ 上記の改正を踏まえ、本町においては、令和2年8月から被保険者証と高齢者受給者証を一体化させた被保険者証で交付しているところ。

（被保険者証の更新期間と更新期日について）

- ・ 本町が交付する被保険者証は、更新については「1年に1回」、更新期日は「8月1日」としている。

※ 幕別町国民健康保険条例施行規則（抄）
（被保険者証等の更新）
第12条 法施行規則第7条の2第1項の規定に基づく被保険者証及び、法施行規則第7条の3の規定に基づく被保険者資格証明書の更新については1年に1回行うものとする。
2 被保険者証の更新時期は、8月1日とする。
3～5 （略）

（今後の対応について）

- ・ 現在、被保険者証はプラスチックカードに必要事項を印字し交付を行っているところであるが、次の更新時期である令和3年8月には、毎年更新による耐久性の必要性や費用対効果を勘案し、プラスチック製から上質紙に素材を変更する。

【旧被保険者証】



【新被保険者証】





服薬情報通知事業 (多剤・重複服薬)

多くの薬剤を服用している人や同じ効能の薬剤を複数服用している人に対して、適切な服薬を促すことを目的とした通知を行い、多剤服薬による有害事象の発生を防ぎます。

業務内容

● 通知対象者の抽出

対象者抽出

多くの薬剤を服用している人や同じ効能の薬剤を複数服用している人の特定

※6種類以上の処方のある高齢者は薬物有害事象の頻度が増加することが知られている。

「高齢者の安全な薬物療法ガイドライン2015」より



通知対象者リスト作成

薬剤種類数や医療機関、薬局の情報が確認できる対象者リストを作成



● 対象者へ通知実施

通知書の作成

対象者の服薬情報を記載

※8医療機関、35剤までの情報を記載可能。



対象者へ通知

問い合わせサポートデスクを設置し、薬剤師等の専門職が問合せに対応



● 成果の確認

効果検証

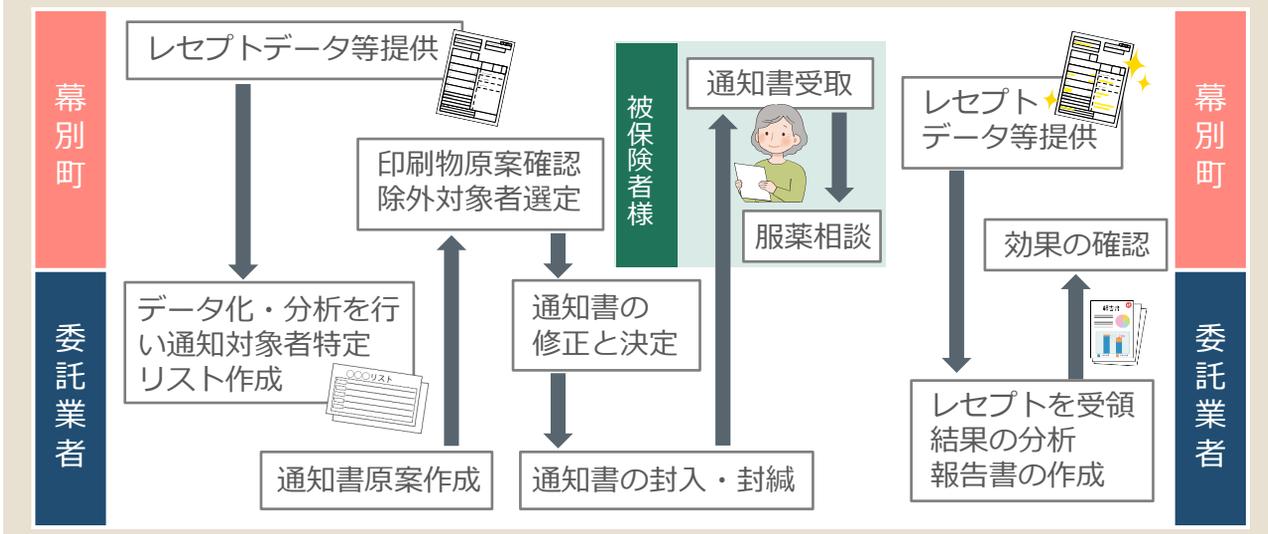
- ・多剤処方は改善されたか？
- ・重複服薬は改善されたか？
- ・併用禁忌は改善されたか？



比較



実施フロー



● 通知書例

両面カラーの通知書です。薬の処方を受けた薬局と、薬の情報が分かりやすく記載されています。

「服薬情報のお知らせ」を有効に活用するため、かかりつけ薬局をもちましょう。

よく見るとお薬名は違つけど、どうやら同じ効能の薬がいっぱいあるけど...

飲み合わせは大丈夫なのか？副作用はないのかしら？だれが教えて～

1 かかりつけ薬局(お薬の相談しやすい薬局)へ「服薬情報のお知らせ」を持って行く。

2 かかりつけ薬局に複数医療機関の薬の管理をお願いする。

3 かかりつけ薬局はご自身の薬を管理させていただきます。こちらから医療機関の方へ連絡させていただきます。

4 かかりつけ薬局はご自身の薬を管理させていただきます。こちらから医療機関の方へ連絡させていただきます。

服薬情報のお知らせ

日本 太郎 様 記号・番号 99999999-99999999
種類 ご本人

2017年10月時点の情報で通知書を作成しております。
このお知らせは、複数の医療機関より薬剤を処方されていた方へお送りしています。服用されている全ての薬剤を適切に処方・管理していただくことをお勧めしています。このお知らせをかかりつけの医師・薬剤師へお渡しください。

No	医療機関名	※お持ちの薬剤名	薬剤名	服用回数	最終服用日	
1	あじさい病院	<院内処方>	<院内処方>	9	9/29	
2	あじさい病院	<院内処方>	<院内処方>	2	0	
3	さくらクリニック	★なのはな薬局	なのはな薬局	9	7	
4	シクラメン病院	あさがお薬局	あさがお薬局	5	0	
合 計					25	8

■ [No] 欄の番号は、上部記載の受診した医療機関の「No」欄の番号です。
■ [GE] 欄の「○」記載は処方済(ジュネリック製剤)が存在する先製品であることを示しています。
■ 下記の薬剤で、各薬に特長がある場合は「特長」欄にご記入ください。可能であればお薬を持参してください。

No	薬品名	数量	剤形・容量	剤型	服用日	GE	特長
1	カロナール錠200 200mg	3 錠	5	内服	9/29		
	PL配合錠	3 錠	5	内服	10/6	○	
	カルボシステイン錠250mg「テバ」	3 錠	5	内服	10/6		
	セファロルカプセル250mg「トーワ」	3 カプセル	5	内服	10/6		
	エトール錠5mg	1 錠	14	内服	10/31		
	ユベランカプセル100mg	2 カプセル	12	内服	10/31	○	
	ファモチジン錠20mg「オーハラ」	2 錠	12	内服	10/31		
	ロキソプロフェンNaテープ100mg「三笠」 10cm×14cm	21 枚	1	外用	10/31		
	ペラフロストNa錠20μg「サワイ」	2 錠	12	内服	10/31		

当月に服用している全ての医薬品の情報を記載するため、お薬手帳を持参されていない方の場合でも、服薬状況を正確に把握できます。

● 通知後の流れ

```

    graph TD
      A[幕別町] --> B[委託業者]
      B --> C[①服薬内容をチェック]
      C --> D[②薬剤の見直しが必要と思われる対象者へお知らせを送付*]
      D --> E[被保険者様]
      E --> F[③お知らせをかかりつけ薬剤師へ持参]
      E --> G[⑤お知らせをかかりつけ医師へ持参]
      F --> H[かかりつけ薬剤師]
      G --> I[かかりつけ医師]
      H --> J[④服薬指導、医師と連携した処方の見直しを行う]
      I --> K[⑥医師から処方の見直しを受ける]
  
```

* 送付対象者は、60歳以上、6種類以上の投与等条件指定が可能です。

糖尿病性腎症重症化予防

人工透析に至る可能性の高い患者に生活習慣の改善や適正服薬を促すことで、QOLを維持し、人工透析への移行を防ぎます。

事業内容

● 指導対象者の抽出

対象者抽出

健診データ及びレセプトデータから、糖尿病性腎症病期がⅡ期～Ⅳ期の対象者を特定

透析療養期(V)

腎不全期(Ⅳ)

顕性腎症期(Ⅲ)

早期腎症期(Ⅱ)

腎症前期(Ⅰ)



Point

委託業者の特許技術「傷病管理システム」により、レセプトの傷病名や診療行為・投薬の状況から糖尿病性腎症患者の病期を階層化することが可能です。

リストの作成

重症化予防指導対象者の状況が確認できるリストを作成。

- ✓ 対象者の病期確認
- ✓ 対象者の受診医療機関の把握
- ✓ 対象者の健診検査値確認

● 対象者への指導実施

科学的根拠に基づいた指導方法によって、効果的な指導を行います。

候補者への参加勧奨

案内文送付
電話勧奨



指導終了後

現状把握と目標決定

面談指導 1回
※タブレット対応可
電話指導 1回



1カ月目

自発的な行動変容を促す指導

面談指導 1回
※直接若しくは遠隔
電話指導 5回



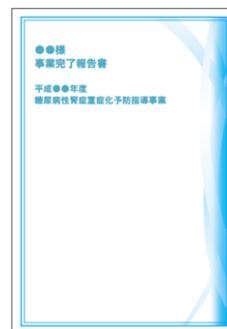
2～6カ月目

● 効果報告

指導前後のレセプト比較、効果報告書の作成

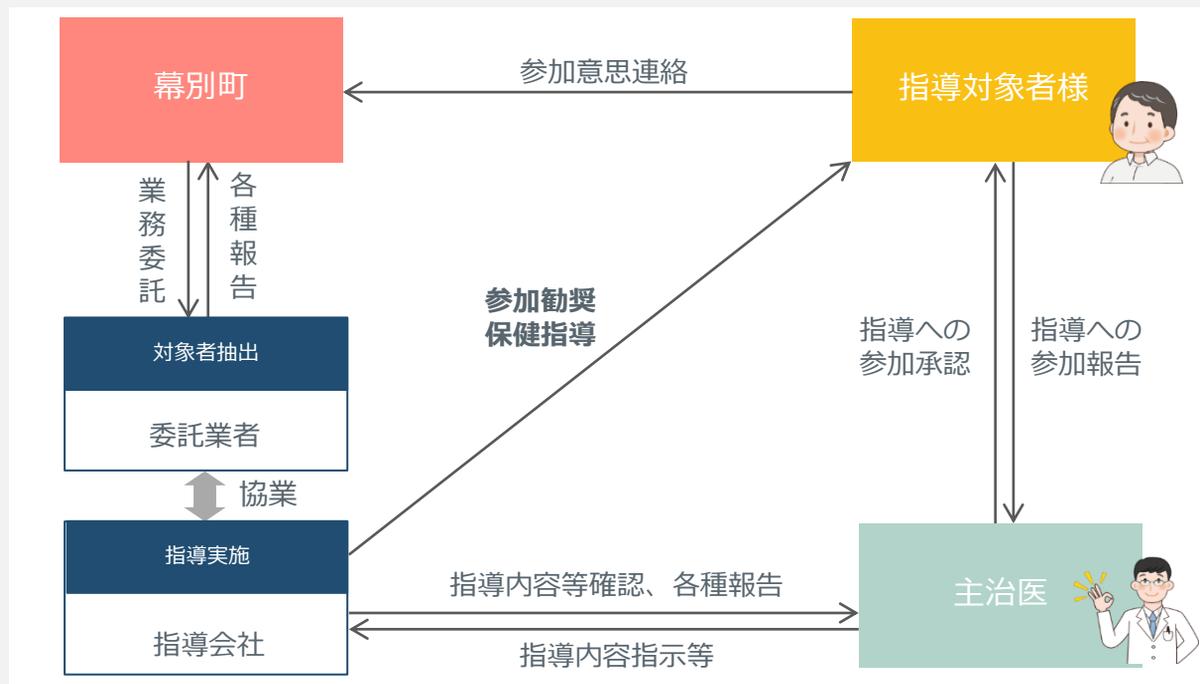
効果報告書においてはPDCAサイクルに沿った手法の見直しが可能で形式で作成

- 【P】 プログラム概要
- 【D】 主な指導内容、使用教材等
- 【C】 評価結果の詳細とまとめ
 - ✓ 1人あたり医療費の比較
 - ✓ 医療機関受診状況、透析移行状況の確認
 - ✓ 指導完了者と不参加者の比較
- 【A】 評価結果を受けた、従事者の考察と今後についての提案



効果報告書

●実施体制



●指導会社について

保健指導は**重症化予防指導**で実績のある**指導会社**が実施します。

	一般的な保健指導実施会社	指導会社
メインターゲット	腎臓機能(軽度～中等度低下) 90> GFR≥45	腎臓機能(中等度～高度低下) 45> GFR≥15
糖尿病性腎症	2～3a期	3b～4期
重症化予防指導員	管理栄養士がメイン 他 保健師・看護師	看護師がメイン 他 保健師
雇用形態	現地スタッフ業務委託・直行直帰	正規雇用・拠点常駐(在宅勤務なし)
採用条件	一定条件の有資格者	臨床経験3年以上の有資格者
教育体制	Web研修・一定回数の対面研修	500時間以上の研修 (Web研修・対面研修・ロープレ・OJT) <small>※一定水準以上に達した者のみが指導業務に従事</small>